様式第４号（第５条関係）

政務活動費収支報告書

令和６年　４月　５日

盛岡市議会議長
遠　藤　政　幸　様

議員氏名　　寺長根　浩

盛岡市議会政務活動費の交付に関する条例第５条第１項および第２項の規定により令和５年度の政務活動費の収入及び支出について別紙のとおり報告します。

盛岡市
議会事務局
－6.4.－5
議第　　号

別紙

1　収支の状況

項目		金額	主な実施事業内容
収入	政務活動費　①	400,000 円	
支出	調査研究費	円	
	研修費	21,000 円	木質エネルギー利用による熱電併給視察、市政調査会拠出金
	広報費	円	
	広聴費	円	
	会議費	円	
	資料作成費	円	
	資料購入費	4,889 円	封筒代
	人件費	円	
	事務所費	175,000 円	事務所賃借料
	支出合計　②	200,889 円	
差引残余　①－②		199,111 円	

様式第５号

政務活動費出納簿

【令和５年度分】　　（単位：円）

年月日	内　容	収入額	支出額	政務活動費経費内訳								
				調査研究費	研修費	広報費	広聴費	会議費	資料作成費	資料購入費	人件費	事務所費
R5. 9. 7	事務所家賃（９月分）		25,000									25,000
R5. 9. 8	政務活動費交付金	100,000										
R5. 10. 6	事務所家賃（10月分）		25,000									25,000
R5. 10. 10	政務活動費交付金	300,000										
R5. 11. 12	事務所家賃（11月分）		25,000									25,000
R5. 11. 20	封筒代		2,405							2,405		
R5. 11. 30	木質エネルギー利用による熱電併給視察		11,000		11,000							
R5. 12. 15	事務所家賃（12月分）		25,000									25,000
R6. 1. 8	封筒代		2,484							2,484		
R6. 1. 13	事務所家賃（１月分）		25,000									25,000
R6. 1. 16	令和５年度市政調査会拠出金		10,000		10,000							
R6. 2. 14	事務所家賃（２月分）		25,000									25,000
R6. 3. 24	事務所家賃（３月分）		25,000									25,000
経費小計					21,000					4,889		175,000
合計額		400,000	200,889	差引残余額						199,111		

様式第６号

政務活動費支出簿

使途項目	研修費

支出年月日	支出金額	摘　要	備考
R5.11.30	11,000 円	木質エネルギー利用による熱電併給視察	
R6.1.16	10,000 円	市政調査会拠出金	
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
合計	21,000 円		

様式第７号

政務活動費支払伝票

使途項目	研修費	支出日	2023/11/30

支出証拠書類の額面金額	11,000 円
支出按分率（※按分が必要な場合）	
政務活動費支出金額	11,000 円

【支払概要】

紫波グリーンエネルギー（株）が展開する、木質バイオマスチップ利用による紫波町役場庁舎等の熱電併給ボイラーの事例視察。

領収書等添付欄	☐ 別紙に添付

領収書

発行日 令和5年11月30日

寺長根 浩 様

¥11,000 -

上記正に領収しました。

但し 研修費 として

岩手県紫波郡紫波町日詰字中新田209-
紫波グリーンエネルギー株式会社
登録番号 T1400001009057

紫波グリーン エネルギー

税抜金額	¥10,000
税率	10%
税額	¥1,000

視察企画書

木質エネルギー利用から、林業の再興および中山間地域の活性化を展望する

仙台市議会議員　大河原ふゆこ

【目　的】

外国人資本による森林資源の取得、中山間地域の持続可能性、地域内エネルギー自給等の課題への対応策として、木質のエネルギー利用が注目されます。これまで使われてこなかった未利用間伐材等に価値を付け、林地から搬出する仕組みを構築し、地域のお金や資源を活用して地域内で行う資源循環型の事業が、中山間地域に生業をつくり、ひいては地域の守りにつながっていきます。

岩手県をはじめ、東北および全国各地で、「木質バイオマス熱電併給（CHP）」を行う山口勝洋氏らの取り組みから、技術および事業モデル、そして自治体政策について学び、それぞれの自治体での議会質問や政策提言につなげていくことをめざします。

【日　時】令和5年11月30日（木）10:00～15:00（要調整）
【場　所】岩手県紫波町および周辺（現地集合・解散）
　・紫波町　オガール地区　地域熱供給事業
　・紫波町　百寿の郷（50kW未満、VOLTER CHPプラント）　ほか
【講　師】山口勝洋氏（紫波グリーンエネルギー（株）/環境エネルギー普及（株）
　　代表取締役）
【内　容】施設見学および座学、意見交換
【参加者】※3ページ目をご参照ください
【参加費】議員1万円、企業の方1万円、一般5000円で調整

＜参考リンク＞

- 紫波グリーンエネルギー　http://shiwa-green.co.jp/
- 「日本最先進木質バイオマス熱電併給施設」見学レポート（富士大学様）
  http://www.fuji-u.ac.jp/news/53149
- いわて木質バイオマスエネルギー利用展開指針（第3期）（令和5年3月策定）
  https://www.pref.iwate.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/008/143/iwate.biomass.shishin.3.pdf
  （※4ページ、10ページに同社の取り組みの紹介あり）

【視察行程】

9:30	全体集合 オガール紫波・市民交流ステージ https://ogal.info/information/ogal-plaza あいさつ、軽い説明（立ち）
9:40	移動
9:55	<視察>紫波町農林公社 片寄チップ工場 紫波町片寄字野畑1486-1 https://www.shiwa-nourinkousya.org/outline.html
10:25	移動
10:40	<視察>百寿の郷（熱電併給事業） 紫波町土舘字関沢24-1 http://mozunosato.com/
11:10	移動
11:25	<視察>エネルギーステーション（地域熱供給事業）＋紫波町役場ロビー放熱器 紫波町紫波中央駅前 http://shiwa-green.co.jp/indivisual/heat
11:55	移動
12:05	<座学・Q&A>ビアック大盛軒 紫波町日詰字郡山駅75
13:20	昼食＆議論
14:20	終了

＊仙台から向かわれる方へ

【往路】

8:05　仙台駅発

9:19　紫波中央駅着（6,920円、盛岡駅経由　新幹線＋盛岡から在来線）

【帰路】

①早めに帰られる方

13:34　紫波中央駅

14:56　仙台駅　　（6,920円、盛岡駅経由）

②基本解散時間

14:42　紫波中央駅発

16:23　仙台駅着　（6,050円、北上駅経由）

③ゆとりを持って帰られる方

15:16　紫波中央駅発

16:29　仙台駅着　（6,920円、盛岡駅経由）

様式第７号

政務活動費支払伝票

使途項目	資料購入費	支出日	2024/1/16

支出証拠書類の額面金額	10,000 円
支出按分率（※按分が必要な場合）	
政務活動費支出金額	10,000 円

【支払概要】

令和５年度市政調査会拠出金

領収書等添付欄	☐ 別紙に添付

領　収　書

寺長根 浩　様

一金 10,000円 也

令和5年度市政調査会拠出金として、上記のとおり受領しました。

令和6年1月16日

盛岡市市政調査会 会長 竹 田 浩 印

様式第６号

政務活動費支出簿

使途項目	資料購入費

支出年月日	支出金額	摘　要	備考
R5.11.20	2,405　円	封筒代	
R6.1.8	2,484　円	封筒代	
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
合計	4,889　円		

様式第７号

政務活動費支払伝票

使途項目	資料購入費	支出日	2023年 11月20日

支出証拠書類の額面金額	6,575 円
支出按分率（※按分が必要な場合）	
政務活動費支出金額	2,405 円

【支払概要】

封筒代

領収書等添付欄	□ 別紙に添付

のりしろ

送り状　兼代引き金額領収書

発送日：2023年11月19日
お問合せNO：360621300712

個数：1/1

お届け先　[redacted] TEL 08031430755
[redacted]
寺長根 浩　様

ご依頼主　TEL 0120-443-599
茨城県笠間市平町1877番3
株式会社MonotaRO

代引金額（消費税含）
¥6,575
消費税等　¥598

上記代引き金額を領収しました
領収日　5年11月20日

決済種別
現金
デビットカード
クレジットカード
□宅配便
□宅配フリーサイズパッケージ
□宅配航空便
□宅配航空便フリーサイズパッケージ

・この商品代金の領収書はご依頼主の委託により発行するものと致します。
・商品及び代金の内容に関してはご依頼主にお問い合せ下さい。
・領収金額は表面に記載してあります。

領収書発行者
SGシステム株式会社
東京都江東区新砂1-8-10
集金代行者
佐川急便㈱
京都市南区上鳥羽角田町68番地

品名荷姿

集荷店 茨城営業所
TEL:0570-55-0424

印紙税申告納付につき下京税務署承認済

集金代行者印
印

佐川急便㈱　京都市南区上鳥羽角田町68番地

代引金額領収書

2023年11月20日

集金代行者　[redacted]

佐川急便㈱
岩手営業所
TEL 0570020047

お問合せ送り状No.
3606-2130-0712

【決済金種】
✓:現金

代引金額(税込)
¥6,575-

上記金額を領収いたしました。

印紙税申告納付につき下京税務署承認済

※本帳票は適格請求書としてご利用いただけません。
※この商品代金の領収書はご依頼主の委託により発行するものと致します。
※商品及び代金の内容に関してはご依頼主にお問合せ下さい。
※領収内容を修正したものは無効となります。
領収書発行者：SGシステム（株）東京都江東区新砂 丁目8番2号
集金代行者　：佐川急便（株）京都市南区上鳥羽角田町68番地

ご購入履歴

一覧 > 2023.11月　配送詳細　納品書　まとめてバスケットに入れるについて　返品について　領収証の発行について

注文日：
2023/11/17 18:54:12
注文番号：101272380001
ユーザー名：寺長根 浩 様
ユーザーID：[redacted]

お届け先：[redacted]
寺長根 浩 様
お支払方法：代金引換
参照番号：
特記事項：

注文状況：出荷済
まとめてバスケットに入れる

発行ステータス
領収証　：未発行
請求書（返還分）：発行できるものがありません
領収証・請求書（返還分）を発行する

返品する

商品名	注文状況	単価	数量	金額(税抜)	消費税	納品書	費用負担先	返品可能数量	返品数量
クラフト封筒[数量限定] 注文コード73831092 メーカー名／品番 モノタロウ ／ クラフト角2 内容量／詳細 1パック(100枚) ／ クラフト角2 バスケットに入れる	2023/11/19 出荷済	¥729	3	¥2,187	10%	101272380001-01		3	
OPP袋 テープ無し 注文コード18409503 メーカー名／品番 モノタロウ ／ - 内容量／詳細 1パック(100枚) ／ B5用/テープ無し バスケットに入れる	2023/11/19 出荷済	¥349	10	¥3,490	10%	101272380001-01		10	
代引手数料		¥300	1	¥300	10%				返品する
小計				¥5,977	¥598				
合計金額				¥6,575					

※支払方法によって消費税額が変わる場合がございます。請求書または領収証をご確認ください。

配送詳細

出荷日	配送業者	送り状番号	配送状況	商品名	数量
2023/11/19	佐川急便株式会社	360621300712	ご確認はこちら	クラフト封筒[数量限定] OPP袋 テープ無し	3 10

納品書について

- 納品書（PDF形式）は「ダウンロード」をご利用下さい。
  ※メーカーから直送品の場合、商品に同梱されません。
- 納品書のダウンロード方法につきましては、コチラをご覧下さい。
- 納品書のダウンロード方法や納品書が表示されない場合は、コチラをご覧下さい。
- 納品書の「郵送」でのお届けをご希望の場合は、［ご登録情報］にて、送付方法の変更が可能です。
  ※ご注文完了後の納品書につきましては、送付方法の変更はできません。ご入用の場合は、お問合せ窓口まで、お問合せ下さい。

お問合せ窓口

TEL：0120-443-509、FAX：0120-289-888
（お問合せ窓口営業時間：土・日・祝日を除く8:00～18:00）

様式第７号

政務活動費支払伝票

使途項目	資料購入費	支出日	2024年　1月8日

支出証拠書類の額面金額	2,484　円
支出按分率（※按分が必要な場合）	
政務活動費支出金額	2,484　円

【支払概要】

封筒代

領収書等添付欄

☐ 別紙に添付

送り状　兼代引き金額領収書

発送日：2024年01月07日
お問合せNO：360611994922

個数：1/1

お届け先　[redacted] TEL 09031430755
寺長根 浩　様

依頼主　TEL 0120-443-509
茨城県笠間市平町1877番3
株式会社MonotaRO

代引金額（消費税含）
¥2,484
消費税等　¥226

上記代引き金額を領収しました
領収日　6年1月8日

決済種別
現金
デビットカード
クレジットカード
□飛脚宅配便
□飛脚フリーサイズパッケージ
□飛脚航空便
□飛脚航空便フリーサイズパッケージ

・この商品代金の領収書はご依頼主の委任により発行するものとします。
・商品及び代金の内容に関してはご依頼主にお問い合せ下さい。
・税込金額は税額に記載しております。

領収書発行者
ＳＧシステム株式会社
東京都江東区新砂1-6-18
集金代行者
佐川急便株
京都府南区上鳥羽角田町68番地

荷物内容

集荷店 茨城営業所
TEL:0570-55-0424

印紙税申告納付につき下記税務署承認済 [redacted]

佐川急便株　京都市南区上鳥羽角田町68番地

Page 1/1 [redacted]

モノタロウ　法人のお客様専用ネットストア

株式会社MonotaRO
〒530-0001
大阪市北区梅田三丁目2番2号JPタワー大阪22階
TEL 0120-443-509　FAX 0120-289-888
（土・日・祝日を除く 8:00～18:00）
発行日 2024/01/07

寺長根 浩様

納品書
ご注文日　2024/01/06
出荷日　2024/01/07
納品書番号　101272380002-01
お支払方法　代金引換
参照番号

注文コード	ブランド/商品名 品番/オプション 内容量	単価 金額(税込) 費用負担先	数量 うち消費税
738831092	モノタロウ クラフト封筒[数量限定] クラフト 角2 /クラフト 角2 1パック(100枚)	¥729 ¥1,604	2 ¥146
	配送費	¥500 ¥550	1 ¥50
	代引手数料	¥300 ¥330	1 ¥30

支払方法によって消費税額が異なる場合がございます。請求書または領収証をご確認ください。

001　合計 ¥2,484　（うち消費税 ¥226）

ご購入商品名称等は代引き場合は、ご購入者の責任において解除法令を遵守ください。
ご購入商品の販売価格においてもご購入者が異なる場合があります。
こちら商品の返品に関しましてもご購入者が異なる場合は返品に応じかねます。
関係法令に反するご購入商品の転用は固く禁じます。

03　1　194736648　KC3900920　101272380002-0101

様式第６号

政務活動費支出簿

使途項目	事務所費

支出年月日	支出金額	摘　要	備考
R5. 9. 7	25,000　円	事務所家賃９月分	月額60,000円
R5. 10. 6	25,000　円	事務所家賃１０月分	月額60,000円
R5. 11. 12	25,000　円	事務所家賃１１月分	月額60,000円
R5. 12. 15	25,000　円	事務所家賃１２月分	月額60,000円
R6. 1. 13	25,000　円	事務所家賃１月分	月額60,000円
R6. 2. 14	25,000　円	事務所家賃2月分	月額60,000円
R6. 3. 24	25,000　円	事務所家賃3月分	月額60,000円
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
合計	175,000　円		

様式第７号

政務活動費支払伝票

使途項目	事務所費	支出日	2023年 9月7日

支出証拠書類の額面金額	60,000 円
支出按分率（※按分が必要な場合）	
政務活動費支出金額	25,000 円

【支払概要】

事務所家賃 9月分
契約書の写しの通り

領収書等添付欄	☐ 別紙に添付

領収証　寺長根 浩 様　No.

★ ¥60,000

内訳
現金
小切手
手形
消費税(10%)
消費税(8%)
内税額計

但 9月分家賃として

令和 9月 7日 上記正に領収いたしました

収入印紙

登録番号 [redacted]

様式第７号

政務活動費支払伝票

使途項目	事務所費	支出日	2023年10月6日

支出証拠書類の額面金額	60,000 円
支出按分率（※按分が必要な場合）	
政務活動費支出金額	25,000 円

【支払概要】

事務所家賃 10月分
契約書の写しの通り

領収書等添付欄	☐ 別紙に添付

領収証　寺長根 浩　様　No.

★ ¥60,000

内訳
現金
小切手
手形
消費税(10%)
消費税(8%)
内税額計

但 10月分家賃として

5年10月6日 上記正に領収いたしました

収入印紙

登録番号 [redacted]

様式第７号

政務活動費支払伝票

使途項目	事務所費	支出日	2023年11月12日

支出証拠書類の額面金額	60,000 円
支出按分率（※按分が必要な場合）	
政務活動費支出金額	25,000 円

【支払概要】

事務所家賃 11月分

契約書の写しの通り

領収書等添付欄	☐ 別紙に添付

領収証　寺長根 浩 様 No.

★ ¥60,000-

但 11月分家賃として

5年11月12日 上記正に領収いたしました

収入印紙

内訳

現金

小切手

手形

消費税(10%)

消費税(8%)

内税額計

登録番号 [redacted]

様式第７号

政務活動費支払伝票

使途項目	事務所費	支出日	2023年12月15日

支出証拠書類の額面金額	60,000 円
支出按分率（※按分が必要な場合）	
政務活動費支出金額	25,000 円

【支払概要】

事務所家賃 12月分
契約書の写しの通り

領収書等添付欄	☐ 別紙に添付

領収証　寺長根 浩　様　No.

★ ¥60,000

内訳
現金
小切手
手形
消費税(10%)
消費税(8%)
内税額計

但 12月分家賃として

5年12月15日 上記正に領収いたしました

収入印紙

登録番号 [redacted]

様式第７号

政務活動費支払伝票

使途項目	事務所費	支出日	2024年1月13日

支出証拠書類の額面金額	60,000 円
支出按分率（※按分が必要な場合）	
政務活動費支出金額	25,000 円

【支払概要】

事務所家賃 1月分
契約書の写しの通り

領収書等添付欄	☐ 別紙に添付

領収証　寺長根浩　様　No.

★ ¥60,000-

内訳
現金
小切手
手形
消費税(10%)
消費税(8%)
内税額計

R6.1月分家賃として

6年1月13日　上記正に領収いたしました

収入印紙

登録番号 [redacted]

様式第７号

政務活動費支払伝票

使途項目	事務所費	支出日	2024年2月14日

支出証拠書類の額面金額	60,000 円
支出按分率（※按分が必要な場合）	
政務活動費支出金額	25,000 円

【支払概要】

事務所家賃 2月分
契約書の写しの通り

領収書等添付欄	☐ 別紙に添付

領　収　証　　寺長根 浩　様　No.

★ ¥60,000

内訳
現金
小切手
手形
消費税(10%)
消費税(8%)
内税額計

但 2月分家賃として

6年2月14日 上記正に領収いたしました

収入印紙

登録番号 [redacted]

様式第７号

政務活動費支払伝票

使途項目	事務所費	支出日	2024年3月24日

支出証拠書類の額面金額	60,000 円
支出按分率（※按分が必要な場合）	
政務活動費支出金額	25,000 円

【支払概要】

事務所家賃　3月分

契約書の写しの通り

領収書等添付欄	☐ 別紙に添付

領　収　証

寺長根 浩　様　No.

★ ¥60,000

内訳

現金

小切手

手形

但 3月分家賃として

6年3月24日 上記正に領収いたしました

収入印紙

登録番号 [redacted]

消費税(10%)

消費税(8%)

内税額計

賃貸借契約書

第１条（合意）

賃貸人[redacted]（以下「甲」という）は、賃借人寺長根浩（以下「乙」という）に対し下記の建物（以下「本件建物」という）を賃貸し、乙はこれを賃借する。

記

所　　在　岩手県盛岡市南仙北2丁目27－1
名　　称　[redacted]貸事務所
構　　造　木造　2階建　15坪

第2条（使用目的）

① 乙は本件建物を販売の店舗（事務所）として使用し、その他の目的に使用してはならない。

② 乙は店舗（事務所）を原状のまま使用するものとし、店舗（事務所）または造作の模様替えの必要を生じた場合は、あらかじめ甲の書面による許可を得て行ない、明け渡しの際は自費をもって原状に復するか或いは無償にて残置するものとする。

第3条（賃貸借期間）

賃貸借期間は令和5年9月１日より令和7年8月31日まで満2年とする。

第4条（賃料）

賃料は月額金60，000円とし、毎月末日までにその翌月分を甲に持参または甲の指定する銀行口座に振り込んで支払うものとする。ただし、1ヶ月に満たない月の賃料は日割計算とする。

第5条（賃料の改訂）

賃料の改訂は物価、公租公課、近隣建物賃料の変動を勘案して、甲乙協議のうえ決定するものとする。

第6条（付加使用料）

乙は第4条の賃料のほかに付加使用料として下記料金及び費用を支払わなければならない。

(1) 電気・水道・ガス料金、衛生清掃費、冷暖房費
(2) その他賃借物件の使用上賃借人の負担となるべき諸経費

第7条（保証金）

① 本契約に基づく保証金として乙は金60，000円を本契約締結と同時に甲に預け入れる。右保証金には利息はつけないものとする。

② 本件契約の終了の際、建物明け渡しがなされた場合には、乙は甲に対し保証金の償却費として金60，000円を支払うものとする。

③ 乙が賃料の支払いを怠った時および第12条の損害賠償金額の支払いをしない時は、甲は当然に保証金をもってこの弁済に充当することができる。

第8条(禁止事項)

乙は次の行為をしてはならない。

(1) 第2条に定めた目的以外の使用をすること。

(2) 賃借権の譲渡(担保提供その他これに準ずる場合を含む)、賃借物件の転貸(その他これに準ずる場合を含む)。

(3) 名義のいかんを問わず、事実上第三者の使用に供すること。

第9条(修繕費の負担)

① 甲は、本件建物の本体の維持保全に必要な修繕を行なう義務を負う。

② 乙は、建具・造作、給排水施設、照明器具、壁等日常の使用によって損耗する部分につき修理費用を負担する。

③ 費用の負担につき疑義のあるときは、甲、乙協議のうえ決定する。

第 10 条(契約の解除)

乙に次の各号の一に該当する事由の生じたときは、何らの通知催告を要せず、甲は本契約を解除することができる。

(1) 賃料の支払いを3カ月以上怠ったとき

(2) 第8条に違反したとき

(3) 無断で本件建物から退去したとき、または正当な理由なく1ヶ月以上本件建物を使用しないとき

(4) その他本契約の条項に違反したとき

第 11 条(明け渡し)

① 本契約が終了したときは、乙は、甲と協議のうえ定めた期日までに自己の所有物を自己の費用で収去し、原状に復したうえ、明け渡す。

② 第1項の場合において、乙は何らの名目をもってするも移転料、立退料その他これに類するものを請求しない。

第 12 条(損害賠償)

乙は故意及び過失を問わず本件建物に損害を与えた時は甲に対して損害賠償をしなければならない。

第 13 条(解約申し入れ)

乙の都合により本契約を解除するときは、1カ月前に通告し、期間終了と同時に乙は完全に甲に店舗(事務所)を明け渡すものとする。

ただし、右の場合に乙が賃料の1カ月分を即時に支払うときは、即時に本契約を解除することができる。

令和5年 8月31日

[redacted]

(貸主) [redacted]

岩手県盛岡市東山1丁目20-12
福寿荘2号
(借主) 寺長根 浩